

第六地区自主防災組織 連絡会研修会

(防災マップにおける第六地区内
の予想災害とその対応について)



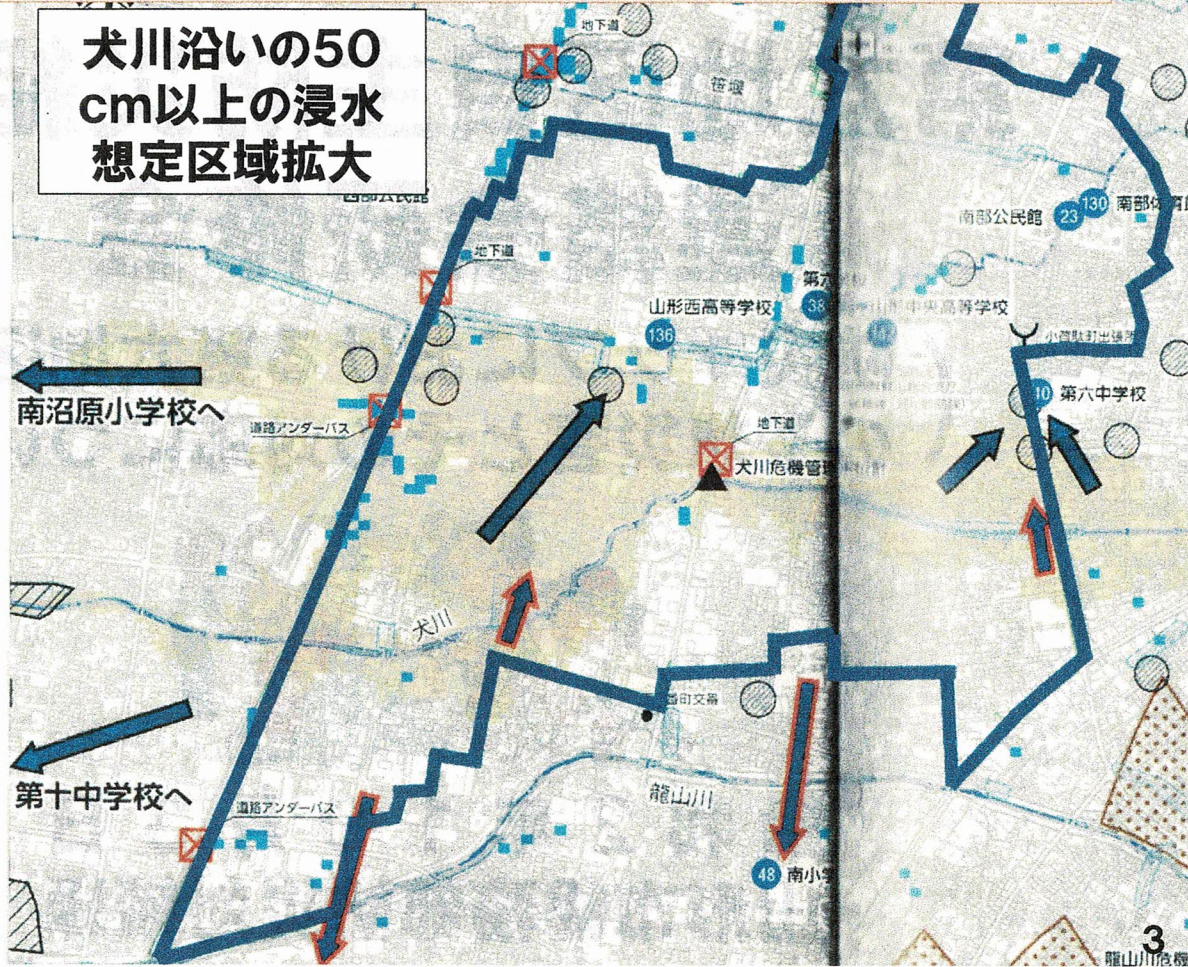
令和2年10月3日
山形市総務部防災対策課

本日の話の内容

- 1 第六地区の予想災害
水害(新洪水ハザードマップから)
地震(揺れやすさマップから)
- 2 水害 台風19号等の教訓
避難情報について
- 3 山形盆地断層帯地震への対応
- 4 コロナ禍での市避難所
- 5 第六地区で推進して欲しい事項
 - ① 自主防災組織の結成(未結成の町内会)
 - ② 地区防災計画の作成(既にある防災計画の充実)
 - ③ 避難行動要支援者への支援計画(個別計画)の充実²

新洪水ハザードマップ

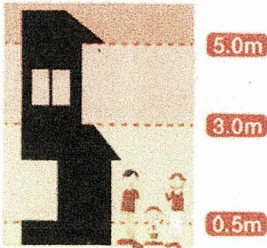
犬川沿いの50cm以上の浸水想定区域拡大



洪水災害

- 早期に区域外への避難が必要な場所
- 浸水が3.0m以上の区域
- ➡ 矢印方向に避難する区域 (橋を渡って避難する区域)
- 河岸が崩れることによって 家屋倒壊等の危険がある区域
- 堤防の決壊などによって 家屋倒壊等の危険がある区域

● 浸水深の目安



- ### ● 記号説明
- 指定緊急避難場所
 - 指定避難場所
 - ⊗ 洪水が想定される場合に 使用できない避難場所
 - ➡ 矢印方向に避難する区域
 - 浸水の想定区域

山形盆地断層帯を震源とした場合の 山形市揺れやすさマップ ~地震ハザードマップ~

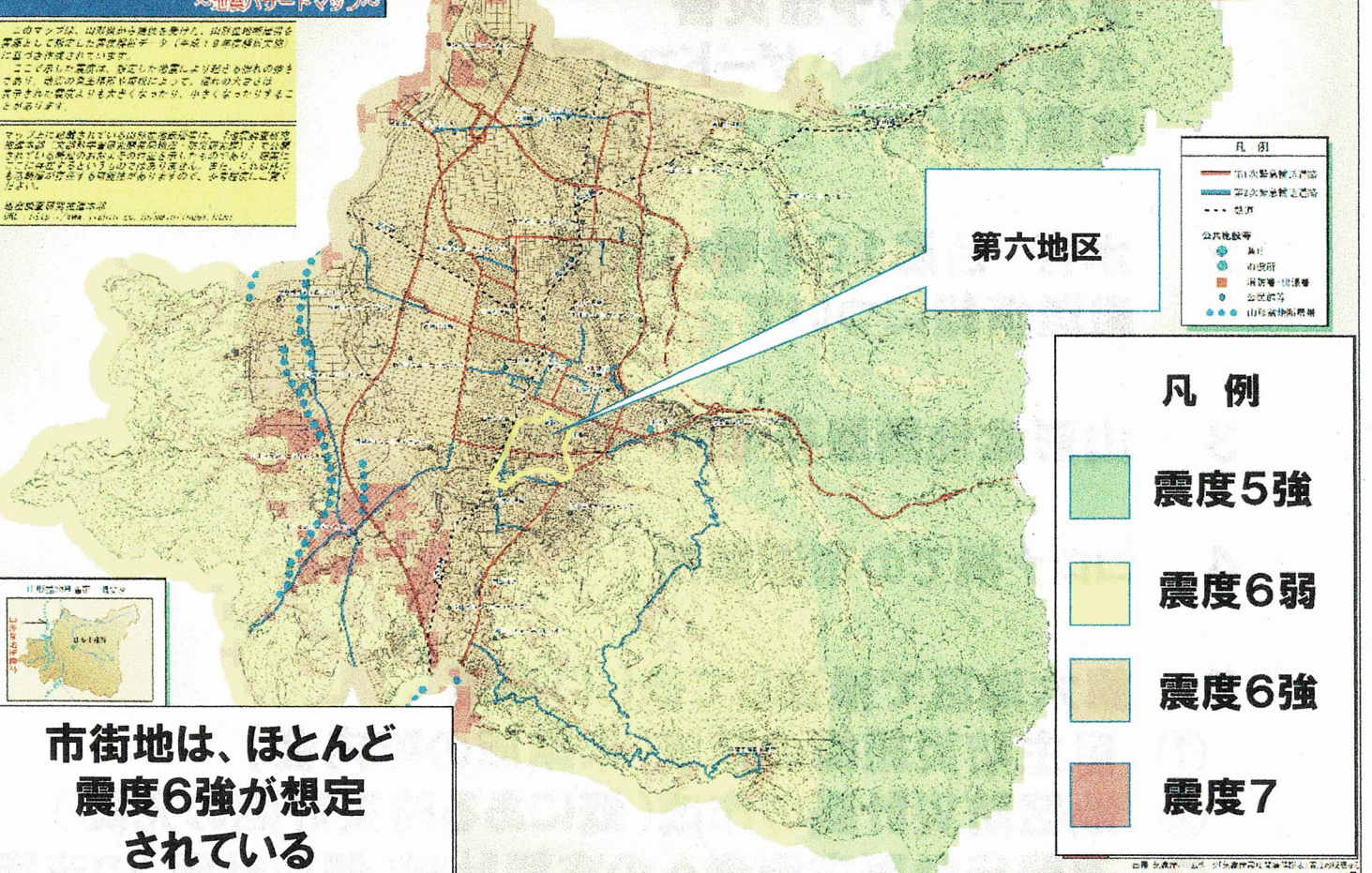
このマップは、山形盆地から震源を想定し、山形盆地断層帯を震源として想定した震度分布マップ(平成19年度版)を基に作成されています。

このマップは、各断層帯の震源位置と震源の深さによって、地盤の震度分布が異なることを考慮し、より正確な震度分布を示しています。

マップに示されている震度分布は、地震発生時の震度分布を示しています。実際の震度分布は、地震発生時の震源位置、震源の深さ、震源の規模、地盤の条件などによって異なります。

地震調査研究推進本部
2011年12月現在(平成23年12月現在)

山形盆地断層帯地震の揺れは？



第六地区

市街地は、ほとんど 震度6強が想定 されている

- ### 凡例
- 震度5強
 - 震度6弱
 - 震度6強
 - 震度7

水害 台風19号等からの教訓

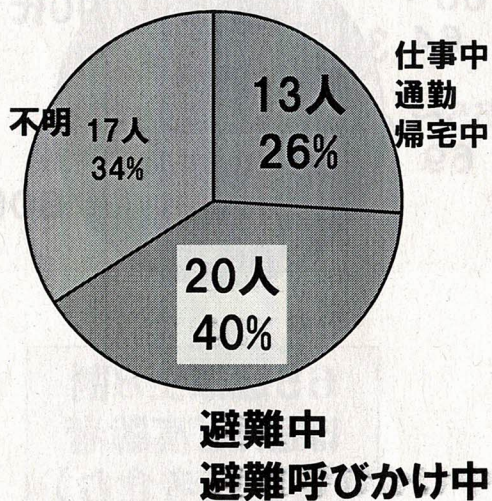
中央防災会議ワーキンググループで台風19号等を踏まえ、水害・土砂対策について議論・検討した内容を紹介します。

5

立退き避難は危険性が伴う

昨年の台風19号では、84名(屋外50人、自宅34人)が犠牲に

屋外で被災(50人)した人の詳細



屋外にも危険が伴う。

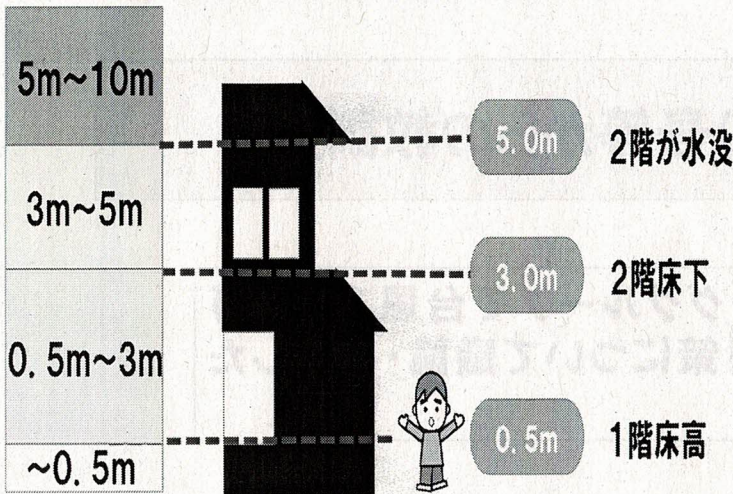
昨年の台風19号での教訓

- 避難とは「難」を「避」けることであり
避難=立退き避難ではない。
- 「屋内安全確保」で命を守れるならば屋内の安全な場所
不必要な水平避難は減らすべき

6

洪水浸水深と避難要領との関係

洪水浸水深と家屋との関係



- ・市避難所
- ・地区避難所
- ・親戚宅 など

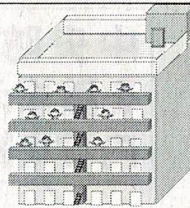
避難要領

立退き避難
(水平避難)



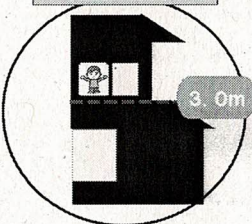
3m以上の浸水区域なら2階建てでも立退き避難

「近隣の安全な場所」への避難



屋内安全確保
(垂直避難)

3m未満の浸水区域なら2階への屋内安全確保でも可



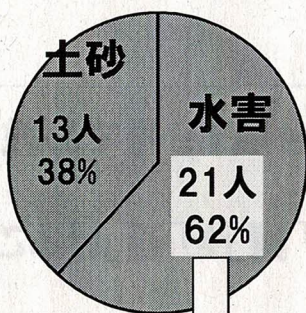
ポイント

第六地区は浸水想定区域は3m未満
2階への屋内安全確保で命を守れる

台風19号では全員1階で被災

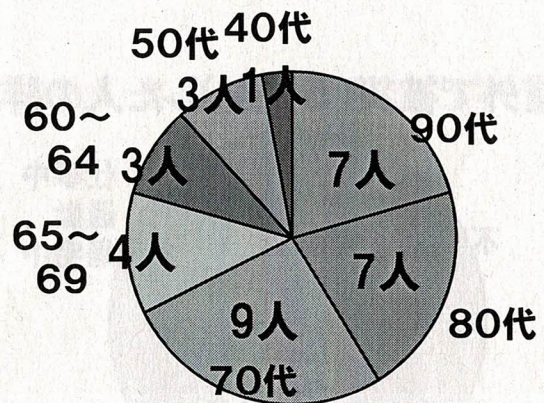
H30年の西日本豪雨でも高齢者の多くが1階で被災

34名の被災内訳



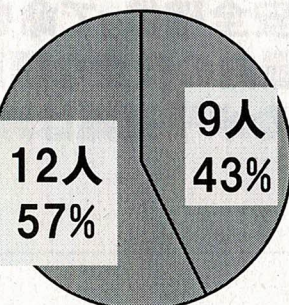
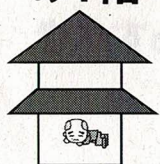
水害21名の内訳

34名の年齢



65歳以上8割
ほとんど高齢者
(要支援者含む)

2階建ての1階



平屋建て



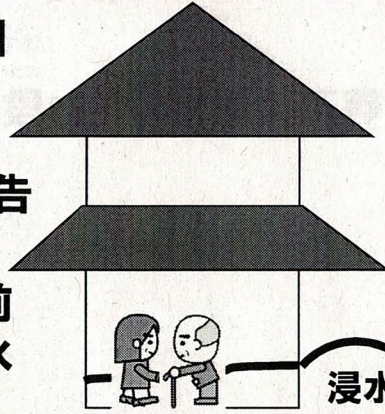
逃げ遅れ・・・西日本豪雨(倉敷市真備町)

7月6日

午後

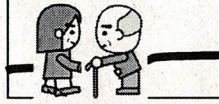
10時

避難勧告

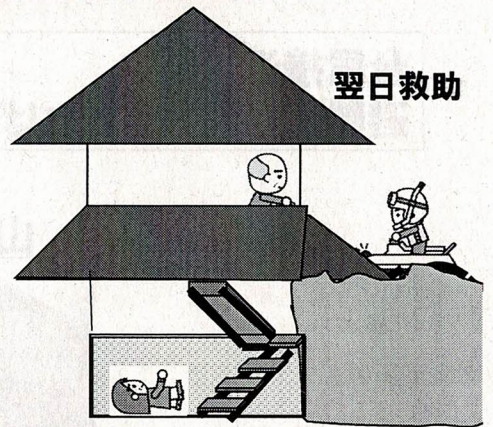


7日午前

6時浸水



浸水



翌日救助

片山穰(みのる)(86)、妻千代子(88)の夫婦宅(要支援者の夫妻)

7日午前6時ごろ、近所の女性から「避難して下さい」と言われる。すでに外は50cmくらいまで浸水し、穰さんは2階への避難を考えた。ベッドにいた千代子さんは階段まで3mほどだったが、自宅内では壁や家具を伝って歩くのがやっと。穰さんにも妻を背負う力はない。穰さんは階段に行き、手を伸ばしたが、千代子さんは前に進めない。水かさが増して、とうとう千代子さんの声が聞こえなくなった。穰さんは翌朝、2階の窓から救出されたが、千代子さんの遺体は階段の前で見つかった。

早目に2階に避難していれば助かったのに

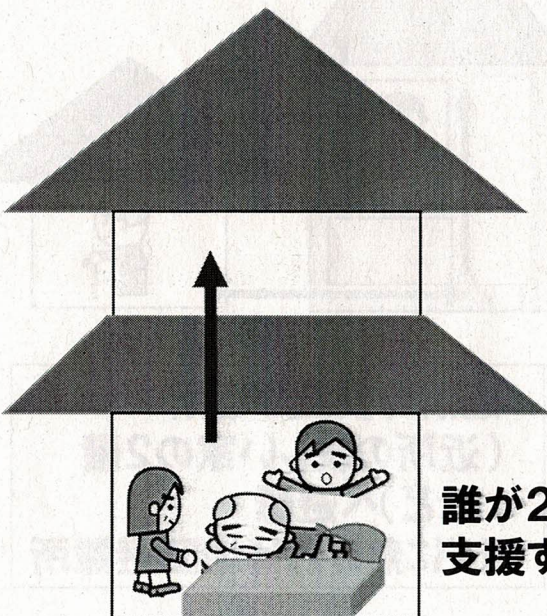
9

国(中央防災会議)からの提言

2階は物置ではなく、水害時の避難場所として認識してもらおう。

提言

- 高齢者や障害者に自宅の災害リスクを把握してもらおう
自ら2階へ避難してもらおう
ケアマネージャー等からの説明
- 自力で避難できない人は、福祉関係者の協力により、避難行動要支援者名簿登録を推進する
- 危険な時支援してもらえるよう、個別計画の策定を進める
(水害時は2階への避難を支援)



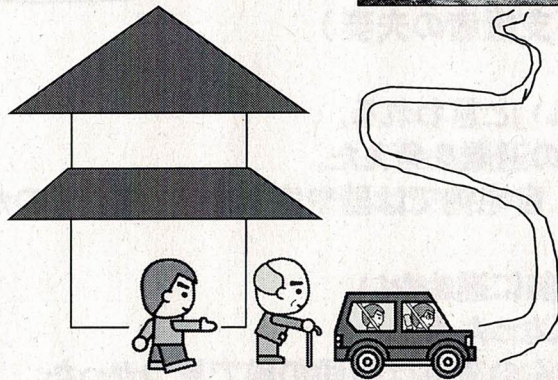
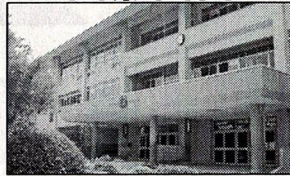
誰が2階へ支援するの

立退き避難がダメということではない

台風接近に伴い
避難所が開設されれば

早目に自主避難
避難準備・高齢者等避難開始の早い段階に
立退き避難

山形西高



お年寄り、大雨になる前に車で

避難が遅れると、車は走れなくなり、徒歩での移動も困難となる

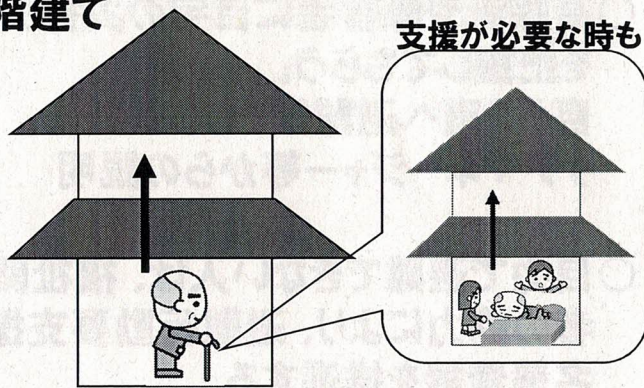


11

避難が遅れたと思ったら2階へ(屋内安全確保)

無理な立退き避難はしない

2階建て

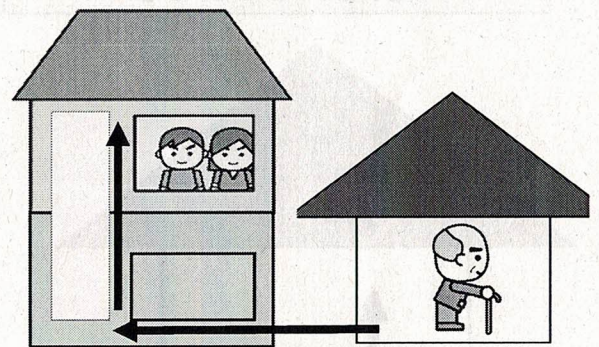


2階建て居住者

2階へ避難
自力で2階へ行けない場合、支援者が支える。
その際、食料や水なども2階に上げる。

支援が必要な時も

1階建て



平屋居住者

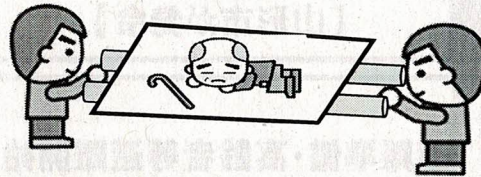
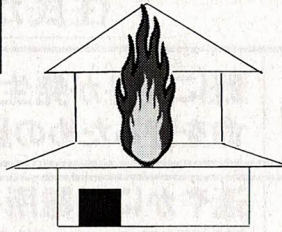
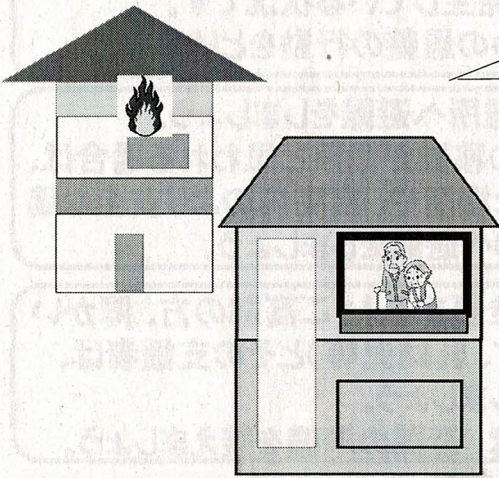
近隣の安全な場所
(近所の親しい家の2階など)へ避難
近くに無ければ地区避難所

12

第六地区で屋外への救出が必ず必要な場合

火災

地震



火災により延焼する虞(おそれ)

避難場所(公園やグランド)へ

家屋が倒壊又は倒壊する虞(おそれ)
屋内が家具転倒やガラス飛散等で危険

まずは家の外へ、
それから地区避難所や市避難所
協定を締結している福祉避難所

近くの人に協力を要請してみんなで外に出しましょう。

13

避難情報について

避難のタイミングは警戒レベル3と警戒レベル4

警戒レベル	行動を促す情報	住民がとるべき行動
警戒レベル5	災害発生情報 【山形市が発令】	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	・避難勧告(※) ・避難指示(緊急) 【山形市が発令】	速やかに避難所へ避難をしましょう。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、 近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所(2階など)へ避難をしましょう。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始 【山形市が発令】	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいをお持ちの方、乳幼児等)とその支援者は、 避難を開始しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2	注意報 【気象庁が発表】	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	警報級の可能性 【気象庁が発表】	災害への心構えを高めましょう。

(※)避難勧告ですみやかに避難しましょう。避難指示(緊急)のときは、避難が完了している。

15

昨年の台風19号での避難勧告内容

1回目

警戒レベル4 避難勧告

発令内容:10月12日22時30分、避難勧告を発令

対象地域:蔵王地区、南山形地区、南沼原地区、飯塚地区、樺沢地区、金井地区、出羽地区、明治地区、大郷地区、大曾根地区、本沢地区、村木沢地区、西山形地区、楯山地区の浸水想定区域

発令理由:大雨により河川の氾濫の恐れが高まったため

とるべき行動:次の緊急速報メールでお知らせ

避難所開設箇所:次の緊急速報メールでお知らせ

2回目 ⇒こちらは山形市です

先ほどの緊急速報メールの続きです

とるべき行動:対象地域にお住まいの方は速やかに安全な場所へ避難してください。夜間のため避難が難しい場合には無理に避難所へ向かわず、自宅の高いところへ移動して下さい

避難所開設箇所:桜田小学校、第九中学校、南沼原小学校、飯塚コミュニティセンター、第二中学校、金井コミュニティセンター、出羽コミュニティセンター、明治小学校

3回目 ⇒こちらは山形市です

先ほどの緊急速報メールの続きです

避難所開設箇所:大曾根コミュニティセンター、本沢コミュニティセンター、村木沢コミュニティセンター、西山形コミュニティセンター、南山形コミュニティセンター、楯山コミュニティセンター、楯山小学校

山形市HP
を見て!


16

情報の獲得手段－防災ラジオやフェイスブック等

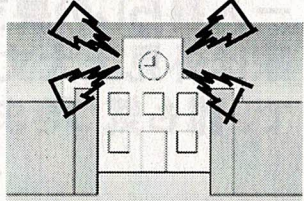
日頃から情報の入手手段を確保しておきましょう。

第六地区の浸水想定区域拡大に伴い
希望者に配布できるよう準備中

防災ラジオ

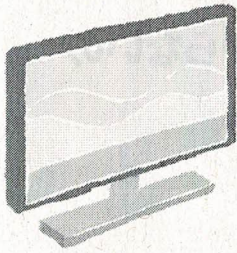


災害想定地域居住者
で携帯など保有して
いない希望者に配布



屋外拡声装置

九小、四中、七中、滝山小、明治小
山寺小中、大郷小、南山形小
東小、楯山小、高瀬小、高楯中

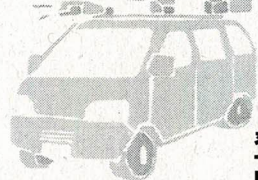


テレビ

ラジオ



広報車



携帯・スマートフォン

緊急速報メール・エリア
メール

登録しておけば
防災メルマガ
山形市公式フェイスブック
山形市防災対策課ツイッター



インターネット・ホームページ

山形市ホームページ
なんたつ山形
気象庁ホームページ
国土交通省防災情報提供センター など



山形盆地断層帯地震への対応

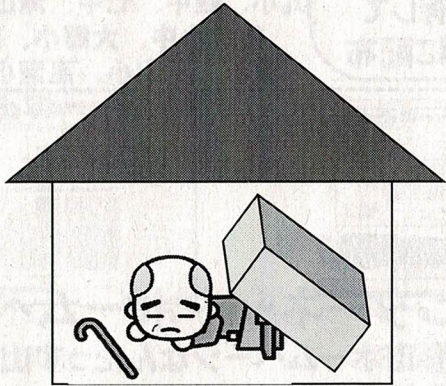
家が倒壊していなくても要支援者は必ず安否確認

震度6弱の地震が発生

一人暮らしの要支援者がタンスの下敷きに

家は外見上大丈夫なため、家の中で何がおこっているかわからないので、誰も気づきません。

こういった人を助けるために、安否確認が重要です。



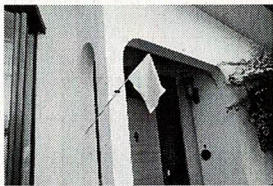
大阪北部地震の際には、お年寄り2名の方が、家具や本棚に挟まれなくなっています。

19

大地震のときは、防災会で安否確認を

その1

無事な家は黄色の旗を掲げる
玄関のドアに黄色のタオルをまく



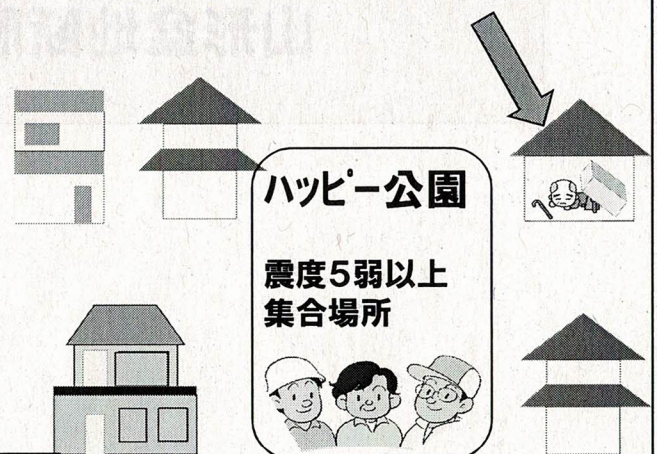
旗が出ていない家を確認

隣組代表者が報告or
防災会で巡回して確認

その2

震度5弱以上の場合、隣組
単位で決められたところ
(公園、ゴミ集積所前など)
に集合する。

集合しなかった家を必ず確認する

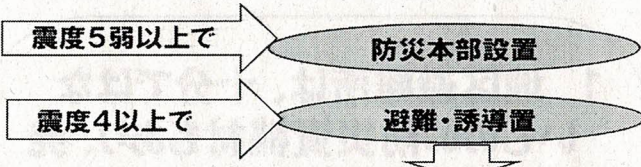


20

小荷駄三区 その1の安否確認要領

急にやってくる地震災害の場合

地震における行動基準



まず、避難場所へ(公園など)

次に、避難所へ

- ① 揺れが始まったら家の中の比較的安全な所で待機(あわてて外に出ない)
- ② 揺れが収まったら火元の消火、確認
- ③ 隣組長は近所や隣組内の状況を把握し、ブロック長や本部に報告(特に要配慮者、高齢者世帯を第一)
- ④ 地震情報で詳細把握(余震に注意)を行う。
- ⑤ 本部から支援指示を行う。

本部報告内容:不明者、負傷者、負傷の程度家屋の無倒壊の有無、閉じ込め、火災等

- A 本部では必要に応じ、要支援者、負傷者などを集会所へ搬送又は施設や医療機関へ連絡搬送
- B 在宅避難者への支援開始
- C 町内巡視:防災会や防犯連絡員による巡視を実施

地震発生

震度4以上の場合

- ① 揺れが収まったら、火の始末
- ② 停電になったら、電源ブレーカーを落としておく。
- ③ 無事なら、「無事です」カードを玄関前に出す。
- ④ 外に出て、隣近所の安否を互いに確認し合う。

震度5弱以上、または停電発生時

- 家族の安全確認 避難口の確保

防災会役員

自動的に防災本部を立ち上げますので、集会所に集合して下さい。

○隣組の安否を確認して、防災本部に報告

隣組組長

※「無事です」カードのチェック等

○要配慮者の情報を防災本部に報告

追加:支援者が支援できるかの確認も必要

21

第三地区 その1の安否確認要領

わが家は
大丈夫!

無事・安全確認の
黄色
フラッグ運動

災害時に家族の無事を
地域の人に
知らせましょう。

第三地区町内会長会では災害時における迅速な安否確認が出来るように黄色フラッグ運動を推進します。

「黄色フラッグ運動」とはこの家には救助を必要とする人はいないということを示すために、玄関や門扉など外から一目でわかる場所に黄色フラッグを結びつける運動です。

【黄色フラッグの掲出については下の写真を参考にしてください。】



《 いざという時の行動の流れ 》

- ① 自分自身の身の安全の確保 火気、電気、ガス、水道、戸締り、服装等の点検をおこなう。
- ② 家族が無事であれば、黄色フラッグを結びつける。
- ③ ご近所で、玄関先等に黄色フラッグが掲げられているか確認する。
- ④ 黄色フラッグが出ていない家があった場合は、留守なのか、安全なのか、声かけを行う。負傷者がいたら救出、搬送、応援等を呼ぶ。
- ⑤ 速やかに避難する。 ※黄色フラッグは3日間ほどそのままにしておきましょう。

この運動を実施することで、災害による被害を減らすことが出来ると考えています。ご協力をお願いします。

第三地区町内会長会

第三地区町内会長会

22

安否確認に基づき消火・救出・救護等の活動

自主防会長(又は副会長)が
地区避難所において、全般指揮



初期消火



小荷駄三町
内会公民館



救出

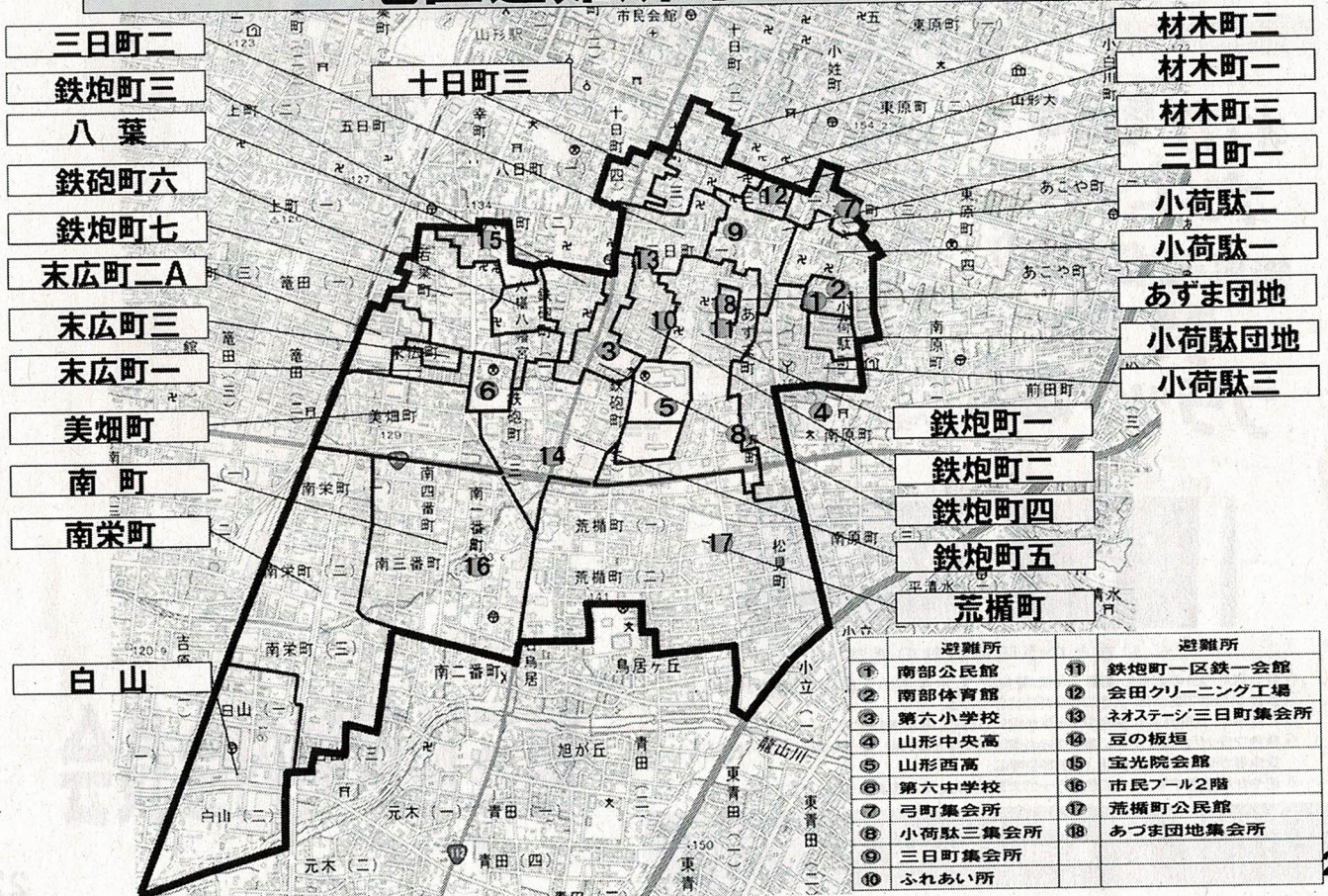


救護

1 地区避難所は、十分ではないものの防災資機材もあり、発災直後の消火・救出・救護の活動の拠点となり得る。
(火災の心配がない場合)

2 救出活動
資機材を有効に活用するとともに、必要と認められる場合は消防機関などに出動を要請する。
この際、二次災害や火災に注意する。

地区避難所等の活用



まず、自分(家族)が生き残るために準備を

自助

あわてず、あせらず、落ち着いて

- まず、自分の身を守る
- すばやく火を消す
- 戸をあけて非常口を確保 など

大切なのは日頃の備え

- 家具などの転倒防止
- 非常時用持出品、備蓄
- 避難場所や避難経路の確認
- 家族との連絡方法の確認 など



25

大きな地震では家具は必ず倒れる

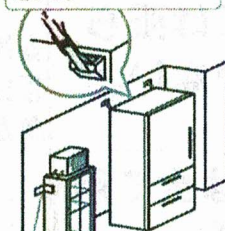
北海道胆振東部地震
に見る家具転倒の状況
(安平町 震度6強)

怪我
しない
ように

家具の転倒防止等



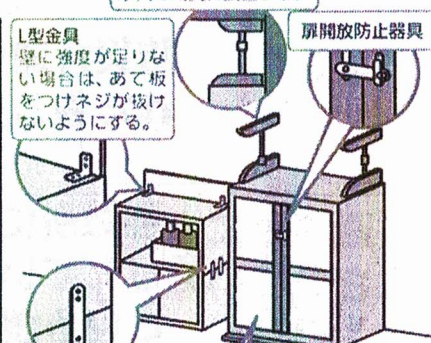
ベルト式器具
冷蔵庫は壁にベルトで固定する。



粘着マットやベルトなどで
電子レンジを固定するとともに、
台も壁に固定する。



ポール式器具
家具の端奥に設置する。



L型金具
壁に強度が足りない場合は、
あて板をつけネジが抜けないようにする。

連結金具
上下に分かれている
家具は連結する。

ガラス飛散防止フィルム
ストッパー式器具
つっぱり棒を使用する
ときに併用する。

26

市避難所の備蓄状況（南部公民館）



各市避難所の防災倉庫に備蓄しているのは高齢者等用のユニフォームや最小限の生活必需品です。

区分	備蓄の内容
食料	高齢者等用食料320
生活必需品	毛布60+調達中、非常用携帯トイレ600
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール

27

市避難所へ避難する時は非常持ち出し品を

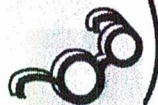
非常持ち出し品は、備蓄品の中から運搬できる程度の食料や下着類等を入れておきましょう。

本人しか合わない物（携行）

薬・お薬手帳

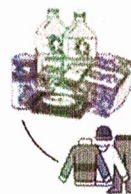


入れ歯
補聴器



眼鏡
コンタクト

マスク、体温計



寒い場合は厚めの服も



家族で
分担



防災倉庫には限られた物しかない。

支援物資等は数日かかる。

「避難所には全て用意されている。」
という誤った認識
7月の大雨の時避難された人

28

大きな災害では、ライフラインが停止⇒生き残るには

ライフライン停止期間

	電気	水道	ガス
東日本大震災	8日 (94%)	24日	34日
阪神淡路大震災	6日	37日	61日
熊本地震	5日	15日	16日

電気、水道、ガスの順で復旧するが災害の規模が大きくなれば、停止の期間も長期化する。

必要なものは備蓄

食料等の備蓄

最低3日分、できれば1週間分の食料や水

缶詰、レトルト食品、カップラーメン など

1人3L/日目安

紙コップ類 MILK

ローリングストック方式
多めに買って、消費期限の近いものから使い、消費した分を補充し、一定量を保つ。

灯りやコンロ、燃料
そしてラジオ

ガスボンベ

ろうそくやランタン

電池は多めに

衛生用品

オール電化住宅は絶対必要

29

避難所へのペット同行避難では

覚えやすい
被災に備えた5箇条(か・き・く・け・こ)

①かい主のマナー

避難者の中には動物アレルギーの方も。他の人の配慮を



②キャリーケース

避難する際はキャリーケースが原則



③くすり・ご飯

薬・餌・飼育用品
3日分は準備



④けんこう管理

普段からワクチン
やのみの予防を

⑤こうどう

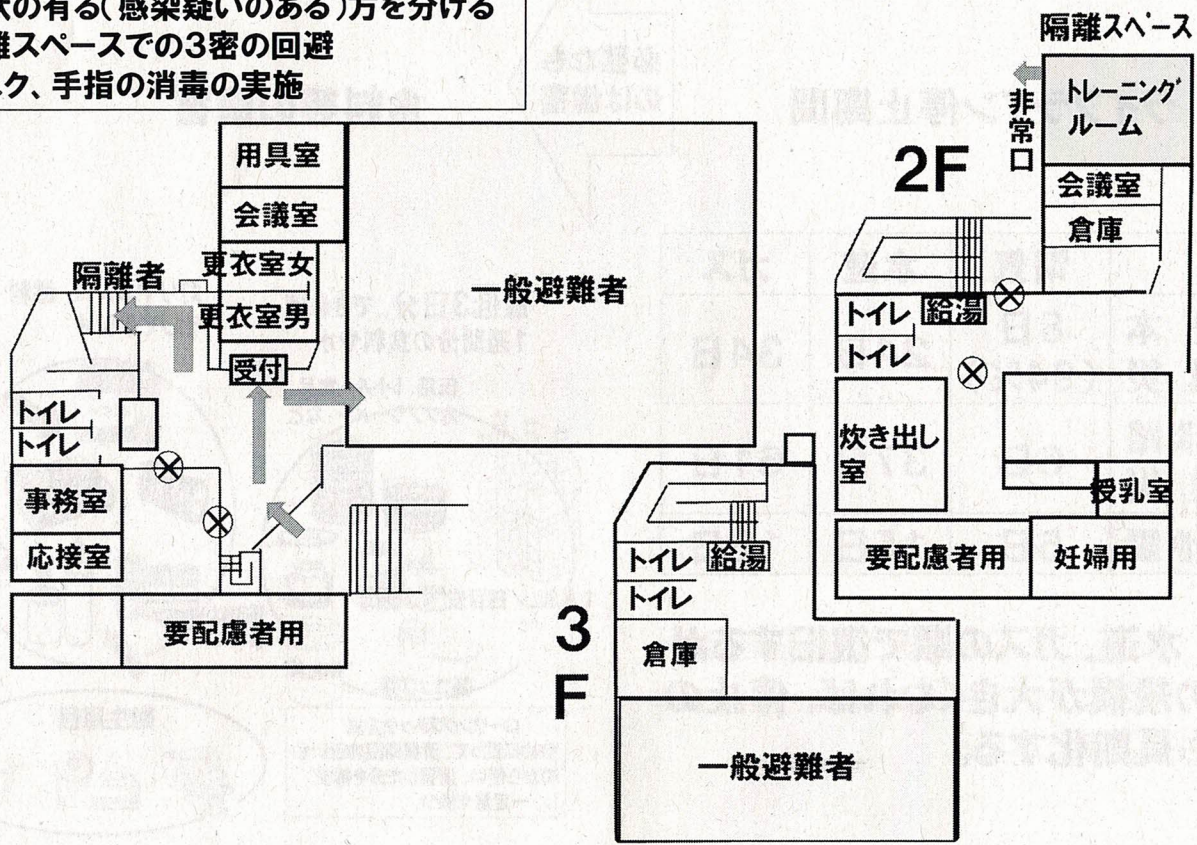
ケージに慣れさせる、人や他の動物を怖がらない など



台風19号の際はケージに入った2匹は体育館内で一夜を過ごす。 30

コロナ禍での市避難所(南部公民館)

症状の有る(感染疑いのある)方を分ける
 避難スペースでの3密の回避
 マスク、手指の消毒の実施



第六地区で推進して欲しい事項

- 1 自主防災組織の結成(100%の結成)
- 2 地区防災計画の作成(既にある防災計画の充実)
- 3 避難行動要支援者への支援計画(個別計画)の充実

自主防災組織結成状況

地 区	組織率 (%)	地 区	組織率	地 区	組織率
第 一	37.5 (※)	鈴 川	100.0	南沼原	100.0
第 二	65.2	千 歳	100.0	大 郷	100.0
第 三	60.9	飯 塚	100.0	明 治	100.0
第 四	50.0	榎 沢	100.0	南山形	100.0
第 五	58.6	出 羽	85.7	大曾根	100.0
第 六	77.8	金 井	100.0	山 寺	100.0
第 七	72.7	楯 山	95.0	蔵 王	92.6
第 八	75.0	滝 山	96.6	西山形	95.0
第 九	60.0	東 沢	100.0	村木沢	100.0
第 十	91.7	高 瀬	100.0	本 沢	75.0

第一～第十 63.1%

第一～第十以外 96.5%

山形市全体 83.9%

※組織率が低い理由

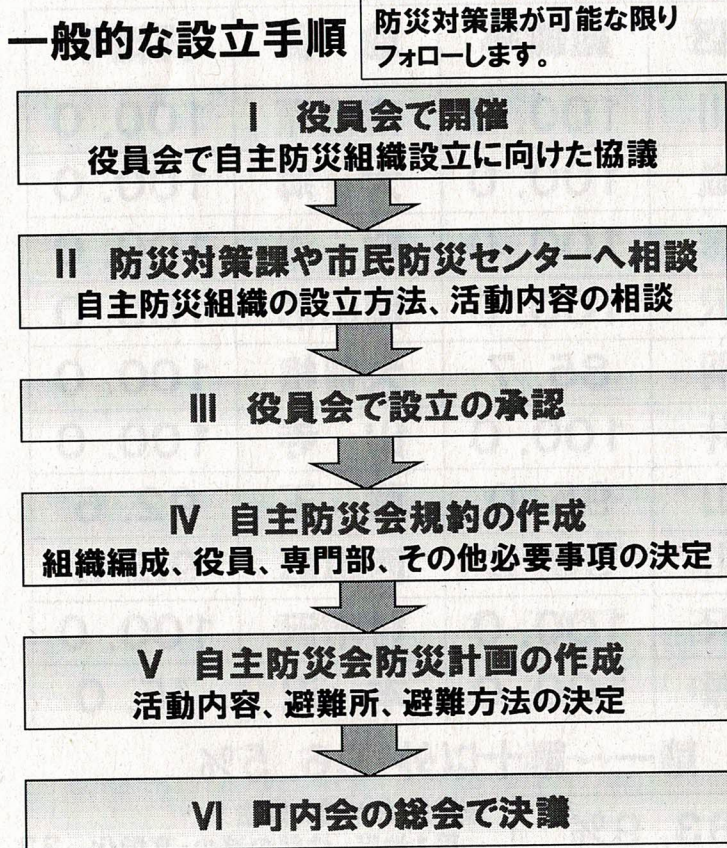
第1地区 住民の減少・高齢化 33

地区内の自主防災組織結成状況

町内会	状況	町内会	状況	町内会	状況
小荷駄町1	結成	鉄砲町1	結成	末広町2B	未
小荷駄町2	結成	鉄砲町2	結成	末広3	結成
小荷駄町3	結成	鉄砲町3	未	美畑町	結成
小荷駄町団地	結成	鉄砲町4	結成	南栄町	結成
三日町1	結成	鉄砲町5	結成	南町	結成
三日町2	未	鉄砲町6	未	荒楯町	結成
材木町1	結成	鉄砲町7	結成	あずま団地	結成
材木町2	結成	八葉	結成	※ネオステージ	結成
材木町3	結成	末広町1	未		
十日町3	結成	末広町2A	未		

ネオステージは町内会ではなく、独自に防災会設立
21町内会設立 / 27町内会 = 77.8%

【第一～第十地区】から設立100%の地区を



〇〇自主防災会規約【例】

(名称)
第1条 この組織は、〇〇〇〇町内会防災部（以下「防災部」という。）と称する。
(活動の拠点)
第2条 防災部の活動拠点は、〇〇〇〇とする。
(目的)
第3条 防災部は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震及び風水害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し災害に強いまちづくりに資することを目的とする。
(構成)
第4条 防災部は、〇〇〇〇町内会に属し、〇〇〇〇町内会の住民が参加するものとする。
(事業)
第5条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 災害時における被害状況の把握、避難誘導に関すること。
(2) その他地域住民の安全を確保するために必要な事項。
(役員)
第6条 防災部に次の役員を置く。
(1) 部長 1人
(2) 副部長 1人
(3) 避難誘導班長 1人
2 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
(役員の仕事)
第7条 部長は、防災部を代表し、防災部の事業を総括する。
2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う。
3 班長は、班活動の指揮を行う。
(総会)
第8条 総会は、次の事項を審議し、〇〇〇〇町内会総会の議決をもって決定する。
(1) 規約の改正に関すること。
(2) 役員選任に関すること。
(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(4) その他、特に必要と認める事項
(防災計画)
第9条 防災部は、第5条の事業を実施する上で必要な事項を定めるため、防災計画を作成する。

規約以外にも防災計画の例も設立マニュアルにあります。 35

山形市の自主防災組織支援事業

自主防災組織の支援制度

1 自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金

災害時における避難誘導や避難所の運営等に必要物資の整備に対する補助制度

- (1) 市避難所の場合(上限額20万円)
 - ア 購入額が10万円以下の場合…全額
 - イ 購入額が10万円を超える場合…
10万円+10万円を超える額の1/2
- (2) 地区避難所の場合(上限額30万円)

2 自主防災組織活動支援報償金

自主防災組織が実施する防災訓練や防災資器材の保守点検に要する費用に対する報償金制度

自主防災組織の世帯数	報償金額
50世帯未満	30,000円
50世帯以上200世帯未満	40,000円
200世帯以上500世帯未満	50,000円
500世帯以上	60,000円

訓練回数が大幅に向上
非常に好評

自主防災組織の支援制度

3 防災訓練の職員派遣

防災訓練に指導などで消防職員
の派遣が可能です。

(市防災対策課に申込書様式
があります。)

出前講座も実施

4 県主催の研修会の参加案内

年に数回ある県の研修会へのご案内
をいたします。(参加は自由です。)

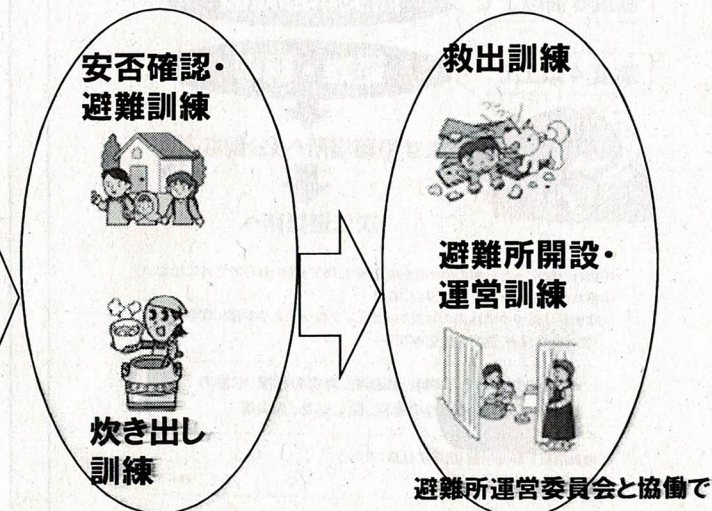
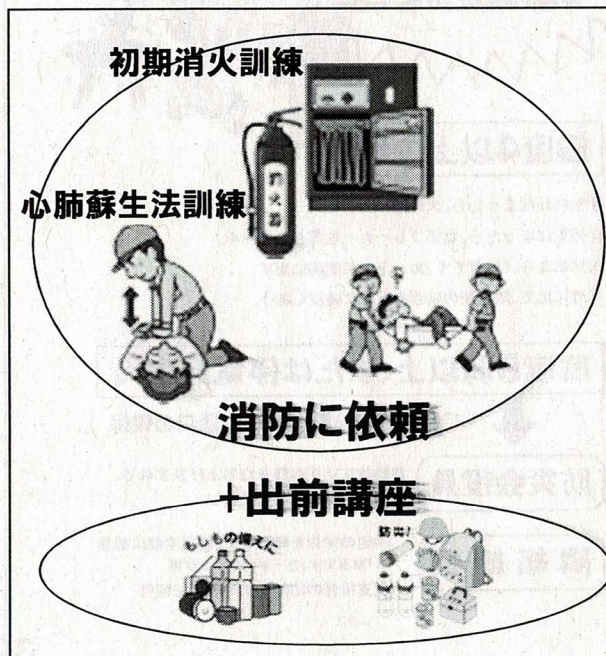
5 自主防災組織 立ち上げの相談

組織や計画づくり

防災訓練も最初は負担にならないものから

防災対策課を活用して下さい。

最初はおまかせコースでも



少し慣れてきたら、町内会の特性に応じ、自主防災会で訓練

37

地区防災計画とは

「地区防災計画ガイドライン(内閣府)」に示されているもの

災害による被害をできるだけ少なく(減災)するためには、自助、共助、公助の連携が不可欠。地区防災計画は、地区住民等が地域コミュニティの共助力向上のために、自発的に行う防災活動に関する計画です。

「自分のまち」に災害が起きたら。そのための準備と災害時の行動計画をみんなで作る。それが地区防災計画

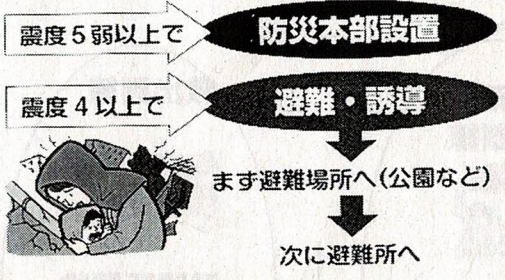
計画充実のための注意点
できることから始める。始めから完璧を求めない。

38

小荷駄三防災会の計画を抜粋(例)

1. 急にやってくる地震災害の場合

まず、自分と家族の安全確認⇒安全確認が出来ない場合は、即本部に連絡



- ①揺れが始まったら家の中の比較的安全な所で待機(あわてて外に出ない)
- ②揺れが収まったら火元の消火、確認
- ③隣組長は近所や隣組内の状況を把握し、ブロック長や本部に報告(特に要支援者、高齢者世帯を第一)

本部報告内容：不明者、負傷者、負傷の程度、家屋の倒壊の有無、閉じ込め、火災等

- ④地震情報で詳細把握(余震に注意)を行う。
- ⑤本部から支援指示を行う。

- A) 本部では必要に応じ、要支援者、負傷者を集会所へ搬送又は施設や医療機関へ連絡搬送
- B) 自宅待機者への支援開始
- C) 町内巡視：防災会や防犯連絡員による巡視を実施

③

【地震における行動基準】



震度4以上の場合

- ①揺れが収まったら、火の始末
- ②停電になったら、電源ブレーカーを落としておく。
- ③無事なら、「無事です」カードを玄関前に出す。
- ④外に出て、隣近所の安否を互いに確認しあう。

震度5弱以上、または停電発生時

- 家族の安全確認
- 避難口の確保

防災会役員 自動的に防災本部を立ち上げますので、集会所に集合してください。

隣組組長 〇隣組の安否を確認して、防災本部に報告
※「無事です」カードのチェック等
〇要支援者の情報を防災本部に報告

④

小荷駄三防災会の計画を抜粋(例)

2. 事前準備対応の出来る風水害の場合

- 1) 災害発生の恐れ予報 (注意報が出た場合)
 - ①マスコミ報道より情報収集等
 - ②各自(自助活動)危険箇所への対応
防災会は大雨、洪水などの要報伝達、危険箇所への対策実施
 - ③隣組長と担当ブロック長の連絡、危険箇所確認、監視
- 2) 災害発生の恐れ (警報発生時)
 - ①本部役員招集 → 本部設置 本部長、副本部長一名、部長、部長
 - ②状況把握・確認 本部長、副本部長へ対応指示
要支援者への対応(作業等)



- 3) 状況の把握・安否確認
要支援者、高齢者世帯に 対し隣組長や防災会高層隊等が出勤

- 4) 避難所(本部)設置
 - ①要支援者の避難支援・搬送
 - ②自宅待機者への支援

風水害に関する避難の手順

- ①大雨、強風、洪水の注意報の検知
- ②防災会三役集会状況把握・共有
- ③町内への呼びかけ、注意喚起・避難準備

山形市の『避難準備(高齢者等避難開始)情報』発令時
 〇本部役員招集→本部長、副本部長、各部長一部員
 〇本部設置……町内危険箇所巡視(部長と部長)
 要支援者等の状況確認(民生委員、福祉協力員、隣組長等)
 ④安全確認の指示や土倉封付指示
 山形市より『避難勧告』発令時
 ①本部より第一次避難指示
 ②避難開始→要支援者優先で集会所へ(避難誘導部・防火部)
 高齢者や体弱不良者等は避難所へ(避難誘導部・防火部)
 山形市より『避難指示(緊急)』発令時
 ①本部より第二次避難指示
 ②広域中や高層ビル等で町内へ避難の徹底

⑤

【風水害における行動基準】



避難準備情報が出たら

- 〇非常持ち出し袋の確認。テレビ・ラジオ・メール等の情報に注意
- 〇大雨の最中であれば、ムリな避難はかえって危険です。
2階などに避難しましょう。
- 〇平屋の方は、2階以上の隣近所に避難をお願いします。
- 〇水が引いた後、家が居住に適さなくなった時は避難指定所に避難します。

防災会の会長・副会長が集会所を避難所として開所するか協議します。

↓ 開所の決定

防災会役員 自動的に防災本部を立ち上げますので、集会所に集合してください。

隣組組長 〇隣組の安否を確認して、防災本部に報告
※「無事です」カードのチェック等
〇要支援者の情報を防災本部に報告

⑥

小荷駄三防災会の計画を抜粋(例)

3. 防災での基本的な確認事項や準備事項

災害発生時の連絡や行動のために

- ① 固定電話、携帯電話で（防災会部長以上は携帯番号登録のこと）
- ② 徒歩や自転車等安全な方法で移動
- ③ 防災マップ作成（危険力の表示、要支援者、高齢者等表示）
- ④ 要支援者や高齢者については区生委員や関係協力員と情報交換をし、緊急時の支援手帳をブロック等に添付、実施する。
- ⑤ 要支援者とは
 - ① 支援者の登録者（山形市への登録者）
 - ② 心身等に障がいのある方
 - ③ 75歳以上の高齢者で自力避難できない方
 - ④ その他支援を希望する方

避難場所や避難所について

避難場所（第一次避難）

山形市指定場所とする
近隣では…小荷駄町公園、赤町公園、六中グラウンド、中央高グラウンド

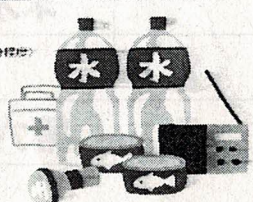
避難所（第二次避難）

山形市指定場所とする
近隣では…南部公民館、第六中、第六小、中央高等で、私達の集会所は要支援者等とする。

※小学生登校時や避難の災害発生には、学校と連絡を取り危険力の確認連絡、変更を行う。

物品準備必要品（補充）

- ① 集会所に必要な小瓶の飲食品を備蓄（30人3日分程度）
- ② 備がい車、食糧のための車いす（2〜3台）
- ③ トランシーブ（10台まで）
- ④ 医薬品、応急手当品



6. 防災本部・指定避難所・避難場所

現在の町内会の現状は。今後の対応は。

防災計画がない(防災会がない)

防災計画を作成(防災会がある)

①災害時のルールがある地区

災害時の避難先等は、ある程度決まっている。

②自主防災計画を作成した地区

計画を作ったけどこれで満足していいのか。

古いルールが地区の状況や想定される災害に合っているか見直し、住民の様々な視点から計画をまとめていく。

防災会設立
防災計画

計画を防災訓練で実践し発展させていく段階。

地区防災計画を作成

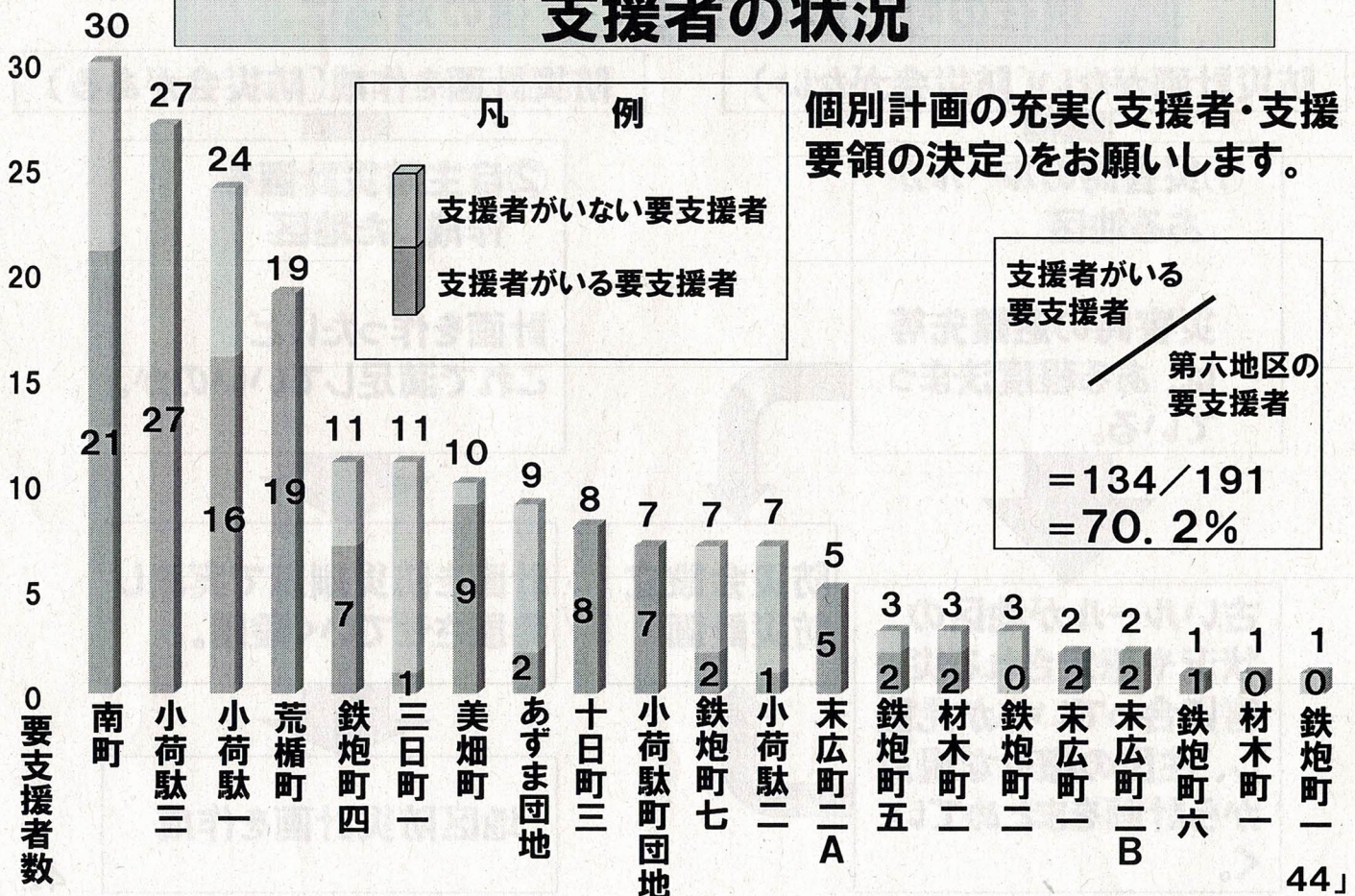
避難行動支援制度の要支援者数

R2. 9. 1現在

町内会	人数	町内会	人数	町内会	人数
小荷駄町一	24	鉄砲町一	1	末広町二B	2
小荷駄町二	7	鉄砲町二	3	末広三	
小荷駄町三	27	鉄砲町三		美畑町	10
小荷駄町団地	7	鉄砲町四	11	南栄町	
三日町一	11	鉄砲町五	3	南町	30
三日町二		鉄砲町六	1	荒楯町	19
材木町一	1	鉄砲町七	7	あずま団地	9
材木町二	3	八葉		ネオステージ	
材木町三		末広町一	2		
十日町三	8	末広町二A	5	第六地区全体	191

43

支援者の状況



44